

市第10号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に改め、同条第1号中「29,760円」を「24,180円」に改め、同条第2号中「44,640円」を「35,340円」に改め、同条第3号中「48,360円」を「46,500円」に改める。

第6条第1項中「各納期ごと」を「各納期」に改め、同項の表中「3,030円」を「2,490円」に、「2,970円」を「2,410円」に、「4,500円」を「3,570円」に、「4,460円」を「3,530円」に、「4,890円」を「4,650円」に、「4,830円」を「4,650円」に改める。

第11条及び第12条中「保険給付」の次に「、地域支援事業」を加える。

第19条第1項中「除く。）」の次に「又は同欄に掲げる公表若しくは調査に係る介護サービス事業者」を、「当該申請」の次に「、公表又は調査」を、「名称」の次に「に応じ、同表の右欄に掲げる額」を加え、同項後段を削る。

別表法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調

查の項中「介護老人福祉施設、」を「介護福祉施設サービス、」に
、「介護老人保健施設並びに」を「介護保健施設サービス並びに」
に、

「

介護療養型医療施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものを除く。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報

1件につき 23,000円

」

を

「

介護医療院サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院において行うものに限る。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報

1件につき 23,000円

介護療養施設サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設及び介護医療院において行うものを除く。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報

1件につき 23,000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市介護保険条例第4条及び第6条第1項の規定は、令和元年度以後の各年度における保険料率及び各納期の保険料の納付額について適用し、平成30年度における保険料率及び各納期の保険料の納付額については、なお従前の例による。

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率を改めるとともに、介護保険法施行規則の一部改正に伴い介護医療院サービス等に係る介護サービス情報調査手数料を徴収する等のため、横浜市介護保険条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市介護保険条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（保険料率）

第4条 令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 $\frac{24,180 \text{ 円}}{29,760 \text{ 円}}$
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 $\frac{35,340 \text{ 円}}{44,640 \text{ 円}}$
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 $\frac{46,500 \text{ 円}}{48,360 \text{ 円}}$

（第4号から第15号まで省略）

（普通徴収に係る各納期の保険料納付額）

第6条 各納期の保険料の納付額は、それぞれ次の表に掲げる各納期ごと額とする。

	6月期の納付額	7月期から3月期までの納付額
第4条第1号に該当する者	$\frac{2,490 \text{ 円}}{3,030 \text{ 円}}$	$\frac{2,410 \text{ 円}}{2,970 \text{ 円}}$
第4条第2号に該当する者	$\frac{3,570 \text{ 円}}{4,500 \text{ 円}}$	$\frac{3,530 \text{ 円}}{4,460 \text{ 円}}$
第4条第3号に該当する者	$\frac{4,650 \text{ 円}}{4,890 \text{ 円}}$	$\frac{4,650 \text{ 円}}{4,830 \text{ 円}}$
(省 略)		

（第2項省略）

（被保険者等に関する調査）

第11条 市長は、被保険者の資格、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の

配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(資料の提供等)

第12条 市長は、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(手数料)

第19条 別表の左欄に掲げる申請をしようとする者(法第72条の2第1項本文、第78条の2の2第1項本文、第115条の2の2第1項本文又は第115条の12の2第1項本文に規定する者を除く。)又は同欄に掲げる公表若しくは調査に係る介護サービス事業者は、当該申請、公表又は調査の際、それぞれ同表の中欄に掲げる名称に応じ、同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(第2項及び第3項省略)

別表 (第19条第1項)

手数料の徴収に係る申請等	手数料の名称	手数料の額
--------------	--------	-------

(省 略)		
<p>法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査</p>	<p>介護サービス情報調査 手数料</p>	(省 略)
		<p><u>介護福祉施設サービス、短期介護老人福祉施設、入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u></p> <p style="text-align: right;">1件につき 23,000円</p>
		<p><u>介護保健施設サービス並びに介護老人保健施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものに限る。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u></p> <p style="text-align: right;">1件につき 23,000円</p>
		<p><u>介護医療院サービス並びに短期介護療養型医療施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院短期入所療養介護（介護老人院において行うものに限る。保健施設において行うものを）のうちいずれか1以上に係除く。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u></p> <p style="text-align: right;">1件につき 23,000円 1件につき 23,000円</p>
		<p><u>介護療養施設サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設及び介護医療院において行うものを除く。）の</u></p>

		<u>うちいずれか1以上に係る介</u> <u>護サービス情報</u> <u>1件につき 23,000円</u>
(省 略)		